

周南市土井地区の歴史的建造物及び煉瓦塀に関する研究

中川 明子^{*1} 古賀 陽子^{*2}

A Study on Historical Architectures and Brick Walls at Doi Area in Shunan City

Akiko NAKAGAWA ^{*1} and Yoko KOGA ^{*2}

Abstract

Along old Kano-Kaido, a branch of old Sanyo-do, in Shunan city, we can see an historical townscape. In this study, at first, we measured main buildings of Nakashima-ya sake brewery, made plans of its each building by CAD and took photos. Secondly, a research about sake breweries in Shunan city brought out that Nakashima-ya was oldest sake breweries which were still making sake in Shunan city. Thirdly, we reported a present situation of architectures and brick walls which were considered built before more over 50 years near Nakashima-ya by visual judgment. Comparing these results and aerial photo taken during World War Second by reconnaissance aircraft of US force shows that there are still historical architectures and brick walls built before the end of World War Second near Nakashima-ya.

Key Words : Doi, Nakashima-ya sake brewery, Kano-Kaido, Historical Architecture, Brick Wall

1. はじめに

周南市土井地区の主要地方道新南陽津和野線（県道 3 号線）沿線には、四熊家住宅主屋及び診療棟、旧日下医院本館・別館・正門及び塀の 5 件が存在する。また、道路拡幅の際に整備されたポケットパークもあり、歴史的建造物と同時に、近年新たに整備された空間も存在する。

同津和野線から一筋東側の通りは、旧山陽道から分か

れ、内陸部の鹿野に向う旧鹿野街道で、こちらの沿線には古い家並みが連なり、かつての賑わいを現在の街並みから伺える。現在は地域の方々の散歩コースや通り道として利用されている。

この古い街並みを構成するものの一つに、中島屋酒造場がある。街道沿いに建てられた倉庫の壁面は、鹿野街道沿いの景観構成要素としての比重も大きい。この酒造場は、旧鹿野街道と津和野線に挟まれた場所に立地しているが、現在、この一部は、新南陽停車場線や環状線の拡幅及び改良の実施計画により立ち退きを迫られている状況にある¹⁾。

しかし、前述の中島屋酒造場は、国の登録有形文化財の登録物件である、建設後 50 年を経ており、地域の景観要素の中で重要な位置を占めている建物であることから、その保存活用が望まれる。このため、本稿では、中島屋酒造場の構成建物の現状について記録し、分析することで、その歴史的価値について検討すると共に、その周辺の歴史的建造物及び煉瓦塀についても調査及び記録を行い、土井地区に登録有形文化財に該当する物件がどれくらいあるのかを明らかにし、それらの今後の保存・活用策を検討する際の資料作成を目的とする。



写真 1 旧鹿野街道沿いの中島屋酒造場

^{*1} 土木建築工学科

^{*2} 熊本大学工学部建築学科

2. 研究方法

本研究は以下の手順で行った。

- (1) 中島屋酒造場調査 (2009年3月17日, 2010年9月13日~9月16日)
- (2) 実測平面図作成 (JW-CAD)
- (3) 周南市で創業している酒造場の状況調査
- (4) 中島屋酒造場近辺の土井地区を対象に, 目視にて建設後 50年以上を経ていると思われる建造物及び煉瓦塀の写真を撮り, 地図上に記載。
- (5) 中島屋酒造場近辺の土井地区を対象に調査した煉瓦の積み方を分類し, JW-CAD で図面を作成
- (6) Microsoft-Access にて各建造物及び煉瓦塀情報をデータベース化
- (7) (5)の結果を歴史的建造物及び煉瓦塀の位置を GIS 上にプロット。
- (8) GIS 上に 1945年の米軍偵察機による航空写真、及び、2006年の周南市都市計画課撮影の航空写真を重ね合わせ、(5)の結果と照合し、戦前から存続する建造物と煉瓦塀を特定。

3. 中島屋酒造場について

当酒造場について、2009年3月17日に予備調査、2010年9月13日~9月16日の4日間、実測調査を実施した。以下、中島屋酒造場(写真1, 2)の現状について述べる。

(1) 沿革

2010年の実測に先立ち、2009年の3月17日に訪れた際、十一代目の現当主佑治氏に伺った当酒造場の沿革は以下の通りである。

当酒造場は文政6(1824)年創業で、当初は政所にて創業と伝えられている。二代目、若しくは三代目の当主が現地に移転したと思われるが、時期は定かではない。移転理由は二説伝わっており、水を求めてという説と、



写真2 県道3号線道側から見た中島屋酒造場

火災が原因という説がある。建屋の主な構造材料は松である。

大正期に電力供給開始以後は精米の際の動力が水力から電力に変更されたとのことであった。

(2) 「室」

この時は仕込み時期でなかったこともあり、「室」内部に立ち入りが可能であった。室はアルミの断熱材が用いられ、乾湿は天窗で調整するようになっている。かつては、天窗の上に高さの異なる煙突があったが、現在は撤去され、換気扇を用いるようになっている。現在の熱源は電気ヒーターである。室内部には柿渋が塗られている(写真3)が、これは、佑治郎氏によれば、防腐効果と視覚的効果(米の白と対比させるため)を狙っていたものと思われるとのことであった。時代に応じて変更が加えられているものの、当初からのものと考えられる柿渋を塗った室内部がそのまま保存されているのは貴重であると言える。

(3) 煙突

中庭の煙突は遠目には柱のように見え、美しい、意匠的に優れたものである。柱に例えれば柱頭に当たる部分にはイオニア式オーダーのデンティルにも似た装飾が巡っている。その直ぐ下部にはトスカナ式オーダーのネッキング様の環が回っている(写真4)。

中庭の煙突には金属銘板がはめこまれており、それには以下のように刻字されていた(写真5)。

「合資会社 日東混凝土煙突工業所
営業所 大阪市西区橋本町一番地
電話西 二四〇三番
工場 大阪市東成区南中濱町二ノ四五
電話東 六七九三番
施工 〃」

この刻字から、煙突建造の際は大阪の業者に施工を



写真3
柿渋塗りの室内部



写真4 煙突詳細

依頼したことが判明した。現在、この業者は既に廃業している。建造年は不明であるが、銘板の字体から判断しても築50年は軽く超えているものと思われる。この煙突は現役であり、産業遺産として貴重と言える。



写真5 煙突金属銘板

(4) 煉瓦倉庫

煉瓦倉庫は出荷倉庫の一階に設置されているものであるが、冷蔵庫が無い時代、保冷の為に作られたものとのことであった。内壁には断熱材としてコルクシートが貼られている(写真6)。外壁はフランス積み(写真7)で、外壁の上部部分は煉瓦は斜め小口積みの大変美しい意匠であり、産業遺産として貴重であると言える。



写真6 煉瓦倉庫 外壁面と内部



写真7 煉瓦倉庫 外壁上部意匠

(5) 実測調査

2010年9月13日～9月16日の4日間、中島屋酒造場において実測調査を実施した。実測対象は、物置、出荷倉庫、冷蔵庫、貯蔵庫、ビン詰め室、出荷場、倉庫、検査室、休憩室、仕込み室、枯し場、酒母室、清澄室、ビン・ケース置き場、浴室、便所であった。

使用した道具は下記の通りである。

- a) 光波距離計 (Leica:TCR805S power)
- b) コンベックス
- c) 曲尺
- d) 方眼紙 (コクヨ:方眼紙 ホ-18N A3 1mm 方眼)

実測調査結果を基に JW-CAD を用いて酒造場の平面図を作成した(図1)。

酒造場内は、老朽化が進む部分も見られ、トタンの覆い葺が施されたり、鉄柱などで構造体を支えているところも見られた。さらに、出荷量減少によって使わなくなった道具などが乱雑に収納されている箇所もあり、実測が困難な箇所もあった。

(6) 墨書

出荷倉庫には棟札が残っていた。この札には「大正十四年五月吉日 上棟 九代 中村幸吉 棟梁 藤井伊代吉」と記されていた。他に年代を示す墨書は、貯蔵庫の扉の「大正十四年六月一日 新調」、貯蔵庫の階段の「昭和七年」、仕込室の「昭和八年七月新室落成」、物置の戸の「大正十一年八月」、仕込室入り口脇の、現在は物置になっている部屋の入り口の梁上の「此浴室便所



写真8 出荷倉庫棟札

明治四拾五年 九代 中村幸吉」、東側の便所と浴室の「明治四拾五年 九代 中村幸吉」の6つがあった。図1内にそれぞれの箇所を示している。

このことから、今回調査した中で年代が判明する一番古い建物は、明治45年に建てられた東側の便所や浴室、及び、現在は物置となっている仕込室付属の浴室と便所(当初)であると判明した。現在の「室」の完成も、昭和8年であった可能性が高い。また、墨書には、しばしば九代目当主の幸吉氏の名前があり、明治45年から大正14年まで、熱心に幸吉氏が場内整備を実施したことが伺える。整備した部分が便所や浴室など、職人のための空間と思われる部分であることから、当時、多くの職人を抱え、必要に応じて酒造場を増築したことが伺える。必

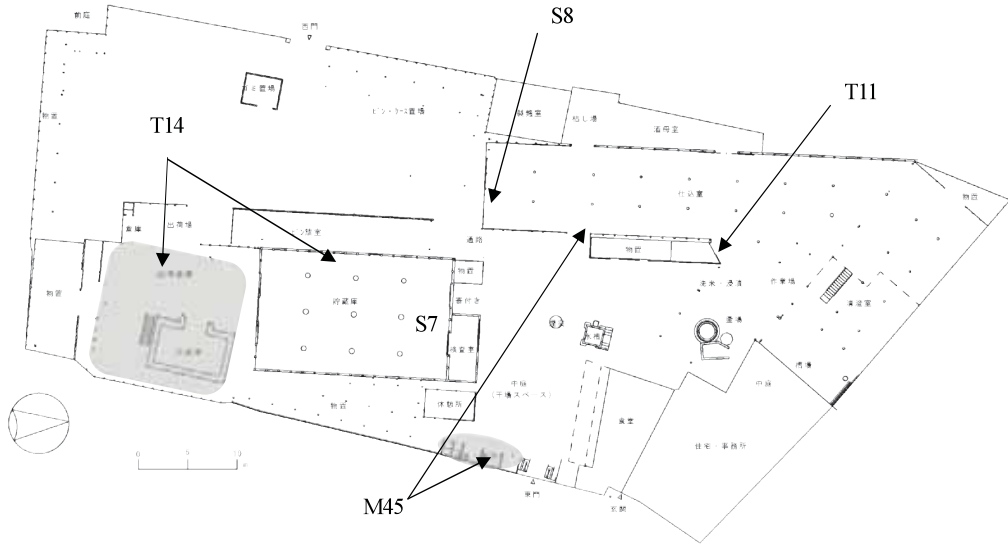


図1 中島屋酒造場 1階平面図

表1 周南市内酒造業者リスト (2011年9月現在)³⁾

No.	名称	所在地	構造及び形式	建築年 (建築士による)	建築時期	構造 種類	高さ	設計	備考	
1	青木酒造	周南市2197		1894						
2	西尾酒造	周南市戸部町2118	木造2階建		江戸時代	C 蔵			最近酒造が2010年の酒造 休業で、2階部分の蔵は入換 金庫併設で取り壊され、	
3	株式会社聯合酒造	周南市戸部町2116	木造平屋建		大正?	D 2階				
4	西村酒造	周南市戸部町2190	木造平屋建		明治?	D 2階				
5	中村酒造	周南市加藤町536	木造平屋建	1958	1955		10 2階	J K 坂土庫		
6	長井酒造(株) (松島本店)	周南市福中町町5-53	木造2階建		寛政7年以前 1844		D 2階 3 7	I K		
7	周南精工(株)工 具部蔵 (工部蔵付)	周南市5-6-13	木造平屋建		1913		D 2階 2階	K 空き地		
8	今取酒造	周南市福中町12-12	木造平屋建		1926		D 2階	K 空き地	「高田屋の近代化遺産」に 対し、今取酒造として復元され ており、酒蔵が認められる。	
9	中島屋酒造	周南市土庫		1825				I J K		
10	国広酒造 アー ン蔵付	周南市丁種10						I	蔵裏	
11	三ノ丸酒造	周南市丁種4番地		1818				J K	現代建築	
12	明徳酒造	周南市丁種5-10						I		
13	山崎酒造	周南市丁種2935		1875				I J		
14	富士酒造	周南市福中町町72	木造2階建	1875	明治20年			J K	蔵裏に隠れる倉庫併設。	
15	村岡酒造	周南市福中町町134	木造平屋建		明治中期	明治 中期	A 2階 C 3階	J	213- 214	大正時代に内部改築。その際 に下駄敷から湧き出てきた水 クランシーが湧出。
16	中島酒造	周南市土庫		1825				I J K	周南市の酒造の中心 地である。	
17	三ノ丸酒造	周南市丁種4番地		1818				J K	現代建築	

要に応じての増築は蔵についても同様と思われるが、これは、建物毎に梁や棟の向きがばらばらであることから明らかである。ただし、今回は棟札が見つかった蔵は一棟のみであり、他の棟の建設年代は不明である。

4. 周南市内の酒造業の現状

周南市にある酒造場について文献もしくはweb 上に調査した。さらに、2010年12月19日、2011年1月16日、2月6日には各酒造場を訪れ、建物外観などの現状

写真を撮影した。その結果をまとめたものが表1である。

山口県は古くから酒醸造が盛んであり、明治中期（31年）における県内の醸造場の数は576であり、多数の酒造場が各地に分布していた。中でも現在の周南市が含まれている都濃郡の醸造場数は65で、県内でも酒類醸造の高い地域であり、県内でも有力な酒造地帯であった⁴⁾。新南陽市史や徳山市史にも同様の記述を見ることが出来る。新南陽地区では明治42年に7社、大正6年に6社が醸造していた⁵⁾。徳山地域の酒醸造業者は大正元年に8社、大正10年に11社、昭和2年に13社であった⁶⁾。

しかし、表1に示す通り、インターネットや文献で現在、現在確認できた酒造16社の操業地の内、3ヶ所は空き地や宅地（中村酒造、新中野工業宝真珠蔵、今澄酒造）となっていた。また、醸造を中止し、販売のみ実施している酒造が7社（青木酒造、樹屋酒場、中村酒場、男自慢酒造（株）（松田本店）、松田酒造、岐陽酒造、富永酒造）確認できた。さらに、建物を建て替え、ビルなどで営業しているところもある（1社、はつもみじ）。醸造も販売も取りやめている酒造は、2社である。

今回の調査で、外観からかつての酒造の建物が一部でも確認できたものは表-1 写真を掲載した9つの酒造である。この内、蔵で酒を醸造し、店舗でそれを販売している造り酒屋として従来の建物のまま酒造を行っているのは山縣酒造場と中島屋酒造場の2社のみであることから、この2社の酒造場はその希少性から、周南市内においては貴重な存在であると言える。

5. 土井地区の歴史的建築物及び煉瓦塀

中島屋酒造場から旧山陽道にかけて、土井地区の図2に示す範囲で、築50年以上経っていると思われる建築物及び煉瓦塀についての調査を行った。この調査範囲内において対象物を目視にて判別し、写真を撮り、地図上に記した。これらのデータを基にGIS⁷⁾を用いて種類別に記号に置き換え、所在地にプロットした。

(1) 建造物

まず、建造物について述べる。今回の対象とした建造物は目視にて築50年経ったと思われる建造物である。表-2は建造物を階数と柱の構造別に分類分けをしたもので、図3は、2006年の地図⁸⁾、図4は1945年、徳山の空襲前に撮影された米軍の航空写真⁹⁾上に調査結果をプロットしたものである。これらの図から、旧鹿野街道沿い及び旧山陽道沿いに築年数の経った建造物が分布していることが分かる。

調査した建造物は、下記の組み合わせに従って分類したところ、24パターンに分類できた（表2）。



図2 土井地区における築50年以上と判断される建造物分布図（赤線は調査範囲）



図3 建物分布図（1945年航空写真上）

- イ) 階数
 - ・平屋建て
 - ・二階建て
- ロ) 壁構造
 - ・真壁造り
 - ・大壁造り
- ハ) 壁仕上げ
 - ・羽目板
 - ・下見板
 - ・モルタル仕上げ
 - ・漆喰仕上げ
 - ・土壁
 - ・トタン
- ニ) 板張りの種類
 - ・目板打ち
 - ・鏝張り下見
 - ・目地切下地

表2 歴史的建造物一覧

種別階数	建築物の形態	壁の造り	壁の仕上げ	板張り種類	建築件数
1	二階建て	大壁	硝子紙	硝子紙	1
2	二階建て	大壁	ニレタル		1
3	二階建て	真壁	硝子紙	水二階紙	1
4	二階建て	真壁	漆喰+板張り	硝子紙	1
5	二階建て	真壁	漆喰		1
6	一階建て	大壁		硝子紙+水二階紙	2
7	二階建て	大壁	ニレタル		1
8	一階建て	大壁	ニレタル+トタン		1
9	一階建て	大壁	漆喰+板張り	硝子紙	1
10	一階建て	大壁	漆喰+板張り	水二階紙	1
11	一階建て	大壁	硝子紙+トタン	水二階紙	2
12	一階建て	真壁	硝子紙	硝子紙+水二階紙	1
13	一階建て	真壁	漆喰+板張り	硝子紙	1
14	一階建て	真壁	漆喰+板張り	水二階紙	1
15	一階建て	真壁	漆喰+板張り	硝子紙+水二階紙	1
16	一階建て	真壁	硝子紙+大壁	水二階紙	1
17	一階建て	真壁	漆喰+トタン		1
18	一階建て	真壁	硝子紙+漆喰+交	硝子紙	1
19	一階建て	真壁	硝子紙+漆喰+交	水二階紙	1
20	一階建て	真壁	硝子紙+漆喰+交	硝子紙+水二階紙	1
21	一階建て	真壁+大壁	漆喰		1
22	一階建て	真壁+大壁	漆喰+板張り	硝子紙	1
23	一階建て	真壁+大壁	硝子紙	硝子紙	1
24	一階建て	大壁	目地切		1
合計					27

一番多かったものは、図3及び、図4中で赤丸にて示されるものに含まれる、「二階建て+大壁+漆喰+板張り」のもので、中島屋酒造場付近に集中している。

(2) 煉瓦塀

次に、煉瓦塀の分布状況について述べる。調査範囲は建造物同様、図2の赤線で囲まれた部分である。図5は2006年の地図¹⁰⁾、図6は1945年、徳山の空襲前に撮影された米軍の航空写真¹¹⁾上に煉瓦塀の調査結果をプロットしたものである。

今回の調査で確認できた煉瓦塀は全部で14ヶ所あり、そのうち鉍滓煉瓦が7ヶ所、赤煉瓦が5ヶ所、鉍滓煉瓦と赤煉瓦の混合が1ヶ所、釉薬煉瓦が1ヶ所であった。

鉍滓煉瓦とは金属精錬後の鉍滓を主原料とする煉瓦である。鉍滓とは、鉄鉍石や銅鉍石から鉄や銅などの金属を取り出す時に生ずる滓である。別名スラグとも呼ばれる¹²⁾。スラグの成分は、岩石を構成する主要な金属以外の物質である。赤煉瓦とは一般的な建築用煉瓦であり、原土には普通の粘土と土を混ぜ合わせたものを使う。原料の土の種類が多いことと用途の範囲が広いため建築用煉瓦の色合いは様々である¹³⁾。釉薬煉瓦とは表面に釉薬

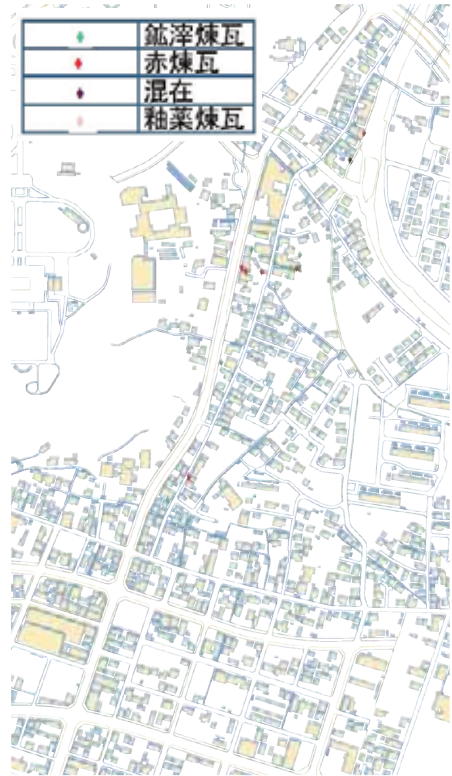


図5 煉瓦塀分布状況



図6 煉瓦塀分布図 (1945年の航空写真上)

を施した煉瓦であり、吸水性が少なく高級品とされているものである¹⁴⁾。

鈹滓煉瓦が使用された煉瓦塀は、旧徳山市中心部の調査¹⁵⁾で約8割、福川地区の調査では約7割¹⁶⁾であったため、鈹滓煉瓦を使用した煉瓦塀が比較的多いのは土井地区に限らないと言える。

また、昭和25年に制定された、建築基準法施行令第3章第4節第61条（組積造のへい）において、「高さは、1.2m以下とすること」「長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した擁壁（木造除く。）をもうけること。」¹⁷⁾とある。つまり、1.2m以上の高さの煉瓦塀は昭和25年以前のもと考えられ、1.2m以下で控えがあるものはそれ以後であると考えられる。今回の調査では1.2m以下で控えのあるものは見られなかったため、調査対象すべてが戦前か戦後5年以内に造られたものだと推察される。

また、煉瓦の積み方については、壁面については大きく2種類に分けることができる。今回の調査で一番多く見られたのは長手積みである。長手積みは、煉瓦の辺の長い部分の面を表にして積んでいく方法である。もう一つは、煉瓦を一段飛ばして積んでいる壁面である。この積み方は旧徳山市や福川地区では見られなかった¹⁸⁾、¹⁹⁾。今回はこの積み方を「市松積み」と呼ぶ（写真9）。市松積みにも2種類みられ、市松模様が連続しているものと（図7）、一定間隔ごとに市松模様がみられるもの（図8）があった。これらの他には釉薬煉瓦で見られたフランス積みが見られた（写真10）。

さらに、壁面を保護するための上部を指す笠石は7種類に分類できた。この内、4種類、積み方C（図9）、積み方D（図10）、積み方F（図11）、積み方S（図12）、積み方T（図13）は、2008年の徳山地域の調査で確認されている²⁰⁾。笠石上部に見られるモルタルは煉瓦の半分以上の厚さの場合、笠石の意匠に含めるものとし、今回

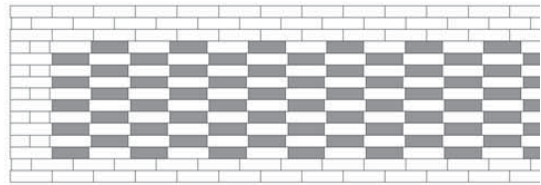


図7 連続市松積み

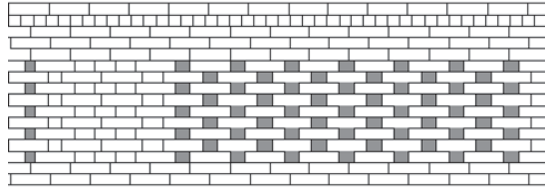


図8 不連続市松積み

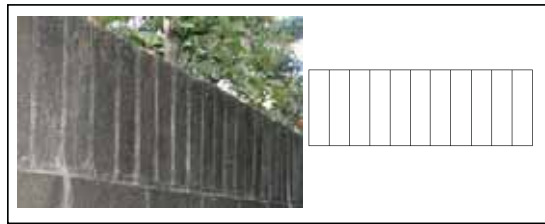


図9 積み方C：縦並び（1例）

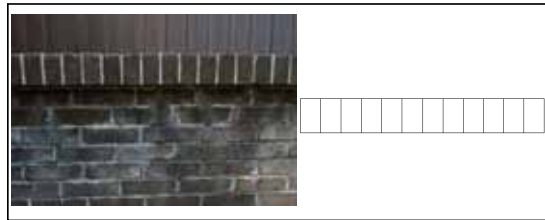


図10 積み方D：小口並び（1例）

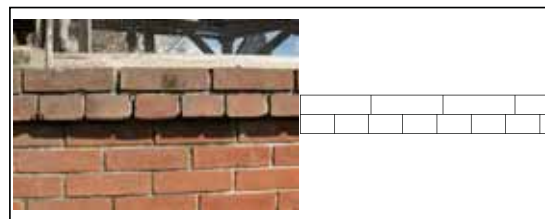


図11 積み方F：長手+小口（2例）

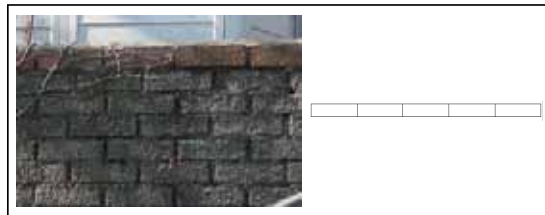


図12 積み方S：長手（赤煉瓦）（1例）



写真9 市松積みの例



写真10 釉薬煉瓦の例

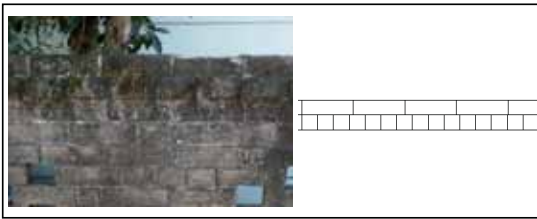


図13 積み方 AI : 長手+斜め (1例)

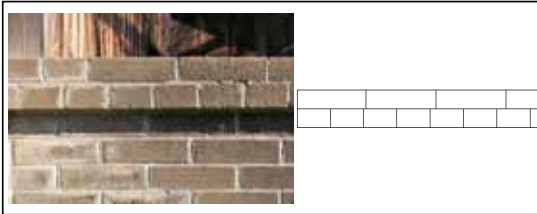


図14 積み方 AE : 中央長手+小口 (3例)



図15 積み方 AI : 中央長手 (モルタル傾斜) (1例)

の調査で見られた積み方 S については煉瓦の半分以上の厚さに達していないため、意匠を含めないものとした。また、積み方 AE (図14) については、2009年の福川地区の調査でも確認されている²¹⁾。

今回、新たに発見した笠石2種類については、積み方 AI (図15) とした。今回調査した全煉瓦塀の中では、積み方 AE が一番多く見られ、3例であった。

煉瓦の大きさについては、様々なものが見られたが、一番多く見られたものは23cm×11cm×6cmの煉瓦で、5ヶ所で見られ、全て鉾津煉瓦だった。

基壇については、今回は御影石とコンクリートの2種類が多くみられた。中には基壇がないものも見られた。

以上から、土井地区には、旧徳山地区中心部や福川地区と同様の積み方の煉瓦塀が見られる一方、先行調査地域では見られない壁面の積み方の、希少な煉瓦塀が存在していることが明らかになった。笠石については、他地区と同様の積み方のものが殆どであるが、異なるものが1例あった。

6. 結論

以下、本稿の結論を述べる。

(1) 中島屋酒造場について

中島屋酒造場は、創業後、二代目若しくは三代目の当主が現地に移転後、現在まで操業を継続しており、敷地内には、年代が確認できるものでは明治期以後の数棟の貴重な建造物が存続している。この内、大正14年上棟の出荷倉庫には棟札及び意匠的にも優れた煉瓦倉庫が付随しており、大変貴重である。

また、築造年代は不明であるものの、意匠的にも優れたコンクリート製煙突は現在も現役であり、これは、産業遺産としても貴重であると言える。昭和期と思われる室についても、貴重な産業遺産と言える。

旧鹿野街道沿い側の壁面は、街道の景観構成要素として大きな位置を占めており、貴重な景観要素である。

また、周南市内で醸造を継続している酒醸造業者は現在2社のみであることから、当酒造場は、周南市内の商工業の歴史を語る上でも貴重な酒造場であると言える。

上記より、この中島屋酒造場は、建設後50年を経た建物を有しており、かつ、それらは登録有形文化財の登録基準項目の一つである、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するとして、登録有形文化財の条件を満たしていると考えられる。

(2) 土井地区の歴史的建造物及び煉瓦塀について

中島屋酒造場の周辺には、旧鹿野街道沿いを中心に歴史的建造物や昭和25年以前に築造された希少な煉瓦塀が存在していることが調査で明らかになった。これらも登録有形文化財の登録基準項目の一つである、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するとして、登録有形文化財の条件を満たしていると考えられる。

このことから、これらを文化財として登録することはもちろん、中島屋酒造場及びこれらを一体的に活用すべく、散策コースの設定等を行うなどの保存活用策が講じられることが望ましいと考えられる。

謝辞

本研究の実施にあたり、実測をご許可下さった株式会社中島屋酒造場の皆様、同酒造場にコンタクトを取って下さった本校産学官コーディネーターの酒井様、GIS操作についてご協力下さった工藤教授、原田高嘉君、実測に協力いただいた椎木英理子さん、藤川大輝君、山本汐美さんをはじめ、多くの方々のご協力いただいた。また、本校の工藤教授には米軍の航空写真データについて提供を受けた。ここに記して謝意を表する。

文 献

- 1) 周南市役所都市整備部都市政策課都市政策係：周南市都市計画総括図 周南 1, 2007
図上, 中島屋酒造場の上に都市計画道路の計画線が引かれている。
- 2) 文化庁監修：文化財保護提要 第一法規, 2005, p.345
登録有形文化財は, 登録有形文化登録基準により (平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省告示 第 44 号), 建築物の部は建築物, 土木構造物及びその他の工作物 (重要文に化建築物及び文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体がしているものを除く。) のうち, 原則として建設後 50 年を経過し, かつ, 次の各号のいずれかに該当するもの。
一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
二 造形の規範となっているもの
三 再現することが容易でないもの
- 3) 表内の出典については以下に詳細を示す。
 - A) 山口県ふるさとづくり県民会議：ふるさとの民家, 昭和 62 (1985) 年, 山口県ふるさとづくり県民会議
 - C) 社団法人山口県建築士会：やまぐちの住宅, 2000 年, 社団法人山口県建築士会
 - D) 教育庁文化財保護課：山口県の近代化遺産, 1998 年, 山口県文化財愛護協会
 - G) 新南陽市民民俗資料展示室：旧山陽道, 平成 14 年 12 月, 周南市教育委員会
 - H) 山口県教育委員会：山口県の近代和風建築, 平成 23 年 3 月, 山口県文化財愛護協会
 - I) hotfrog：http://www.hotfrog.jp/製品/酒造/山口県/周南市, (最終確認：2011 年 9 月 20 日)
 - J) 徳山地区 | 山口県酒造組合-山口県酒造協同組合：
http://www.ichiro-ichie.com/sake/database/35yamaguchi.html, (最終確認：2011 年 9 月 20 日)
 - K) 全国酒蔵データベース・山口の酒：
http://www.ichiro-ichie.com/sake/database/35yamaguchi.html, (最終確認：2011 年 9 月 20 日)
- 4) 三浦壮：明治期における酒醸造業者と農工銀行に関する資料, エネルギー史研究:石炭を中心として no.23, 2006, p.138
- 5) 新南陽市史編纂委員会：新南陽市史, 1985, pp.449-452
- 6) 徳山市史編纂委員会：徳山市史下巻, 1985, pp.183-188
- 7) GIS とは地理情報システムのことであり, Geographic Information System の略称である。GIS とは「地理的位置を手がかりに, 位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し, 視覚的に表示し, 高度な分析や迅速な判断を可能にする技術」である。
- 8) 国土地理院：
http://watchizu.gsi.go.jp/watchizu.html?meshcode=51310505, (最終確認：2007 年 12 月 7 日)
- 9) アメリカ陸軍航空部：米国立文書館蔵, 1945.7.5, 工藤洋三氏提供
- 10) 国土地理院：前掲データ
- 11) アメリカ陸軍航空部：前掲資料
- 12) 彰国社編：建築大辞典 第 2 版, 1993, 彰国社, p.522
- 13) 彰国社編：前掲書, p.1454
- 14) 彰国社編：前掲書, p.1684
- 15) 中川明子, 相本聡美, 金谷優希奈：周南市の歴史的建造物及び煉瓦塀に関する研究 ～旧徳山中心地区の現状について～, 徳山工業高等専門学校研究紀要, 第 33 号, 2009 年, p.27
- 16) 中川明子, 三戸翔子：周南市福川地区の煉瓦塀及び歴史的建造物に関する研究, 日本建築学会中国支部研究報告集 第 34 巻, 2011 年 3 月, p.798
- 17) 国土交通省住宅局建築指導課, 建築技術研究会編：2011 年版 (平成 23 年版) 建築基準法関係令集, p.196
- 18) 中川明子, 相本聡美, 金谷優希奈：前掲書, pp.28-30
- 19) 中川明子, 三戸翔子：前掲書, p.798
- 20) 中川明子, 相本聡美, 金谷優希奈：前掲書, pp.28-30
- 21) 中川明子, 三戸翔子：前掲書, pp.799-800

(2011.9.20 受理)